

証券コード 6439
発送日 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

愛知県西尾市港町6番地6



中日本鑄工株式会社

代表取締役社長 鳥居良彦

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第112回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nakachuko.co.jp>

電子提供措置事項は、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスのうえ、「コード」に当社証券コード「6439」または「銘柄」に「中日本鑄工株式会社」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、ご確認いただけます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

株主の皆様におかれましては、本総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県西尾市港町6番地6
当社本社事務所二階会議室 |

3. 目的事項

報告事項 第112期（自 2022年4月1日）至 2023年3月31日）事業報告および
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 会計監査人選任の件

以上

.....
◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakachuko.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響により景気の停滞感を引きずる状況の中、世界的なウィズコロナへの移行拡大により状況が徐々に緩和されつつあり、日本国内の景気が持ち直して行くことが期待される状況となっております。一方海外では、ウクライナ情勢による原材料価格やエネルギー価格の上昇、米国をはじめとする世界各国の経済金融政策や為替の動向等による様々な影響を引き続き注視する必要がある状況であります。

鑄造業界をとりまく経営環境は、産業機械関連向け需要及び自動車向け需要ともに横ばいの基調で推移しました。主原料である鉄スクラップ市況は、高止まり傾向を続けており、とりわけ銑鉄におきましては、資源価格高騰に伴い年平均で昨年比約50%高騰したまま推移しました。また、鑄物副資材価格、電力等のエネルギー価格、に加えて輸送費等も高騰を続けており、極めて厳しい状況にあります。

このような状況下、営業活動におきましては、積極的な提案営業活動により上記経費増加分の単価改訂に注力してまいりました。生産活動におきましては、生産効率向上及び品質向上に向けての改善活動を展開して収益改善に努めました。それらの結果、当社の売上高は、5,367百万円と前年度に比べ124百万円、率にして2.4%の増加となりました。利益面につきましては、原材料価格、鑄物副資材価格、エネルギー価格等の製造コストアップにより厳しい状況で推移しましたが、営業外収益である売電収入等により45百万円の経常利益（前事業年度は12百万円の経常損失）となりました。また、減損損失等の特別損失を計上したことから483百万円の当期純損失（前事業年度は193百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

事業セグメント別売上高

(単位 千円)

区 分	前事業年度		当事業年度		前期比増減(△)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減(△)率	
鑄物事業	自動車部品	1,689,326	32.2%	1,536,489	28.6%	△152,837	△9.0%
	油圧部品	2,811,193	53.6	3,083,151	57.4	271,958	9.7
	ポンプ部品	379,808	7.2	421,704	7.9	41,897	11.1
	電機部品	6,378	0.1	4,636	0.1	△1,741	△27.3
	繊維部品他	254,542	4.9	187,098	3.5	△67,444	△26.5
計	5,141,250	98.0	5,233,079	97.5	91,829	1.8	
不動産賃貸事業	102,203	2.0	134,644	2.5	32,441	31.74	
合計	5,243,453	100.0	5,367,723	100.0	124,270	2.4	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、鑄造機械・加工機械75百万円、金型・治工具11百万円、工場建屋36百万円、ソフトウェア23百万円など総額257百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備資金および借換用資金として総額1,162百万円を金融機関より借入をいたしました。

(4) 財産および損益の状況

(単位 千円)

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 (当事業年度)
売 上 高	4,681,987	4,027,287	5,243,453	5,367,723
当期純利益または当期純損失(△)	△212,409	9,342	193,849	△483,157
1株当たり 当期純利益又は当期純損失(△)	△112円30銭	4円51銭	84円94銭	△213円67銭
総 資 産	6,980,886	9,071,171	8,877,675	8,317,412
純 資 産	3,233,398	3,718,561	3,702,753	3,154,773

(5) 対処すべき課題

銑鉄鋳物業界の経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。当社におきましても主要取引先である自動車、産業機械関連業界の国際情勢等による景気変動に伴う減産が懸念され、加えて鋳物原材料、鋳物副資材、エネルギー価格の高騰により事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社は営業活動におきましては、既存取引先の受注拡大および新規取引先の開拓のための提案営業活動をより一層推進するとともに、製造活動の生産工程全般の改善活動による生産性向上と品質向上に全力を傾注することにより、収益力の改善に努めてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
鋳物事業	自動車・油圧部品等の鋳物部品製造・加工・組立
不動産賃貸事業	収益用不動産の賃貸及び管理

(8) 主要な営業所および工場

港工場 愛知県西尾市
吉良工場 愛知県西尾市
碧南工場 愛知県碧南市

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
161名	14名

(注) 上記従業員には、使用人兼務役員および臨時従業員（パートタイマー、嘱託および派遣社員）14名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
西尾信用金庫	1,615,267千円
株式会社日本政策金融公庫	809,336千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,257,793株(自己株式48,507株を除く。)
- (3) 株主数 1,462名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社大西屋	806千株	35.7%
株式会社マキタ	110	4.9
阪部工業株式会社	96	4.3
西尾信用金庫	84	3.8
篠原寛	79	3.5
中鋳工投資会	65	2.9
加藤俊哉	57	2.5
高須孝	52	2.3
野口敏之	34	1.5
加藤周子	31	1.4

(注) 持株比率は、自己株式(48,507株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な 兼 職 の 状 況
取締役会長（代表取締役）	鳥 居 祥 雄	
取締役社長（代表取締役）	鳥 居 良 彦	
取 締 役	勝 又 俊 博	
取 締 役	齋 藤 勝 廣	
常 勤 監 査 役	早 川 潔	
監 査 役	都 築 勝 久	
監 査 役	岡 田 雅 彦	岡田税理士事務所所長兼 社会福祉法人せんねん村 理事

- (注) 1. 取締役齋藤勝廣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役都築勝久氏ならびに岡田雅彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役都築勝久氏は、金融機関業務での豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役岡田雅彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、岡田雅彦氏は名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役岡田雅彦氏の兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2022年6月29日開催の第111回定時株主総会において、勝又俊博氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

加藤俊哉氏、高松修氏及び塩崎敏久氏は、2022年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 7名 52百万円（うち社外取締役1名 3百万円）

監査役 3名 6百万円（うち社外監査役2名 1百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円（取締役分7百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役分0百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。
3. 上記のほか、2022年6月29日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、退任取締役3名に対し27百万円の退職慰労金を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第80回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該決議時の取締役は7名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第71回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該決議時の監査役は2名（うち2名は社外監査役）です。
6. 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定については、役位、担当職務、当社業績及び当該業績への貢献度を総合的に勘案する社内規程をもとに取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に基づき取締役会で決定しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ報酬の決議内容について社外取締役1名及び社外監査役2名（うち1名は独立社外監査役）、合計3名の社外役員が適切に関与しております。また、当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、独立社外監査役を含む社外役員からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	齋藤勝廣	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識および製造業の経験・見識に基づき、取締役会において活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な助言・提言を行っております。
監査役	都築勝久	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、金融機関業務での豊富な経験から財務・会計に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。
監査役	岡田雅彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。また、他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の合計額 23百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 会社法監査および金融商品取引法監査に明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会（社外弁護士を含む）」を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としております。コンプライアンスの推進については、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めております。コンプライアンス委員会の実務組織として、社内の各部門毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進委員会を適時開催し、教育・研修・情報交換を行うとともに浸透状況や重要課題については、コンプライアンス委員会に提言する体制としております。また、社内および社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録や文書、その他重要な情報の保存および管理は、文書規定等の社内規定を定め適切に管理しております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

安全、品質、情報、コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての担当部門を定め、必要に応じて委員会やプロジェクトを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。また、担当部門は、そのリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定等により、各組織単位の職務権限を定め、効率的な職務の執行を行っております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査役補助者を置くこととし、その評価は監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査役に報告するものとしております。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンス規程に基づき「社員の行動規範」の徹底を図っております。全体朝礼が行われる際に取締役社長をはじめとする経営陣幹部が直接説明を行い、社員全員の意識の徹底を図りました。また、内部通報規程を制定し、内部統制室長を窓口とする内部通報制度を整備してコンプライアンスの実効性向上に努めております。リスク管理体制につきましても、リスク管理規程に基づき年に一回、リスクチェックリスト、リスク対策表、不正チェックリストを用いてリスク評価を行い、取締役会において報告・審議を行いました。くわえて、内部統制室が財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全体的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性のモニタリングを実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,503,409	流動負債	1,865,616
現金及び預金	1,277,536	支払手形	460,747
受取手形	38,069	買掛金	305,738
電子記録債権	941,682	短期借入金	100,000
売掛金	820,708	1年内返済予定長期借入金	650,810
商 品	21,266	リース債務	16,912
製 品	66,630	未払金	98,514
仕掛品	223,760	未払費用	59,155
原材料	40,403	未払法人税等	5,132
貯蔵品	33,200	未払消費税等	63,179
前払費用	11,473	預り金	17,482
その他	28,679	前受収益	4,440
固定資産	4,814,002	賞与引当金	73,024
有形固定資産	3,473,859	設備関係支払手形	10,480
建 物	875,839	固定負債	3,297,022
構 築 物	41,011	長期借入金	2,950,809
機械及び装置	434,846	長期リース債務	91,400
車輛及び運搬具	1,673	繰延税金負債	83,956
工具器具及び備品	10,999	役員退職慰労引当金	108,285
土 地	1,986,917	資産除去債務	18,029
リース資産	97,813	そ の 他	44,541
建設仮勘定	24,758	負債合計	5,162,639
無形固定資産	23,421	(純資産の部)	
ソフトウェア	21,876	株主資本	3,130,079
ソフトウェア仮勘定	1,544	資本金	30,000
投資その他の資産	1,316,721	資本剰余金	2,572,860
投資有価証券	872,891	資本準備金	2,572,860
出 資 金	23,180	利益剰余金	558,122
長期前払費用	139	利益準備金	67,700
保険積立金	39,260	その他利益剰余金	490,421
前払年金費用	210,300	繰越利益剰余金	490,421
売電資産	170,949	自己株式	△30,902
そ の 他	0	評価・換算差額等	24,693
資産合計	8,317,412	その他有価証券評価差額金	24,693
		純資産合計	3,154,773
		負債及び純資産合計	8,317,412

損 益 計 算 書

(自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,367,723
売上原価		4,840,647
売上総利益		527,076
販売費及び一般管理費		583,765
営業損失		56,689
営業外収益		
受取利息・配当金	28,106	
売電収入	90,168	
その他	37,469	155,744
営業外費用		
支払利息	22,834	
債権売却損	396	
売電原価	27,775	
その他	2,340	53,346
経常利益		45,708
特別利益		
固定資産売却益	3,762	
投資有価証券売却益	80,580	84,343
特別損失		
固定資産処分損	6,930	
減損損失	585,613	
投資有価証券売却損	14,400	
投資有価証券評価損	1,935	608,879
税引前当期純損失		478,827
法人税・住民税及び事業税		7,756
法人税等調整額		△3,426
当期純損失		483,157

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2022年 4月 1日 残高	30,000	2,572,860	2,572,860
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純損失			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2023年 3月 31日 残高	30,000	2,572,860	2,572,860

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年 4月 1日 残高	67,700	1,007,634	1,075,335	△23,823	3,654,372
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△34,055	△34,055		△34,055
当期純損失		△483,157	△483,157		△483,157
自己株式の取得				△7,079	△7,079
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△517,212	△517,212	△7,079	△524,292
2023年 3月 31日 残高	67,700	490,421	558,122	△30,902	3,130,079

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年 4月 1日 残高	48,380	48,380	3,702,753
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△34,055
当期純損失			△483,157
自己株式の取得			△7,079
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△23,687	△23,687	△23,687
事業年度中の変動額合計	△23,687	△23,687	△547,979
2023年 3月 31日 残高	24,693	24,693	3,154,773

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 市場価格のない株式

移動平均法に基づく原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 商品・原材料・貯蔵品

月次移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、一般債権および貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額による退職給付債務から年金資産額を控除した金額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を確認しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 千円)

	報告セグメント		合計
	鋳物事業	不動産賃貸事業	
一定時点で移転される財	5,233,079	-	5,233,079
一定期間にわたり移転される財	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	5,233,079	-	5,233,079
その他の収益	-	134,644	134,644
外部顧客への売上高	5,233,079	134,644	5,367,723

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しておりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「個別注記表（税効果会計に関する注記）」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する事項

過去において、重要な税務上の繰越欠損金の期限切れとなった事実があり、かつ、事業計画の実現可能性について不確実性が高いため、繰延税金資産については、回収可能性が無いものと判断し、全額計上しないものとしております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,473,859千円

無形固定資産 23,421千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小限の単位であるグループに分類、各グループにおいて著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失として計上することとしております。

なお、実際の固定資産の減損の要否の判定において、割引前将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。これらの前提は事業計画の実現可能性が不確実性が高いため、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,089,480千円

(2) 担保に供している資産

建物 613,916千円

土地 1,077,185千円

1年内返済予定長期借入金73,392千円、長期借入金1,815,584千円の担保として上記のとおり提供しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 2,306,300株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 48,507株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
34,055千円(うち基準日が当該事業年度中のもので当該
事業年度の末日後に行う剰余金の配当額
34,055千円)
- ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産
の帳簿価額の総額
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産減価償却費	5,273千円
一括償却資産	6,793
賞与引当金	24,755
役員退職慰労引当金	36,709
棚卸資産評価損	8,709
減損損失	199,279
資産除去債務	6,112
その他	<u>2,277</u>
繰延税金資産小計	289,908
評価性引当額	<u>△289,908</u>
繰延税金資産合計	-

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△12,664
前払年金費用	△71,292
繰延税金負債合計	<u>△83,956</u>
繰延税金負債純額	<u>△83,956</u>

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に鋳物製品の製造事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスクの低減を図っております。また投資有価証券は、主に業務に関連する株式であります。一部の市場の価格の変動リスクに晒される上場株式については、定期的に時価の把握及び財務状況を把握しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。営業債務の支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
①現金及び預金	1,277,536	1,277,536	-
②受取手形、売掛金及び 電子記録債権	1,800,459	1,800,459	-
③投資有価証券	865,048	865,048	-
④支払手形及び買掛金	(766,485)	(766,485)	-
⑤短期借入金	(100,000)	(100,000)	-
⑥長期借入金(1年以内 返済予定含む)	(3,601,619)	(3,508,270)	(93,349)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示してあります。

(単位 千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	7,843

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

	1年以内
①現金及び預金	1,277,536
②受取手形、売掛金及び電子記録債権	1,800,459
合計	3,077,995

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
④短期借入金	100,000	-	-
⑤長期借入金(1年以内 返済予定含む)	650,810	1,330,614	1,620,195
合計	750,810	1,330,614	1,620,195

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県西尾市今川町、吉良町、三重県桑名市及び東京都葛飾区、台東区、新宿区において、賃貸用建物及び土地を有しております。

(単位 千円)

用途	損益計算書における金額			
	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
賃貸等不動産	134,644	72,820	61,824	-

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

貸借対照表計上額			決算日に おける時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,117,687	△219,841	1,897,846	2,574,021

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額であります。

(注3) 当期増減額のうち、主な減少額は、渋谷土地建物売却177,945千円、減価償却費50,126千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員およびその近親者	鳥居祥雄	被所有(直接)0.0%(間接)37.0%	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	355,583	-	-

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役鳥居祥雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,397円28銭
- (2) 1株当たり当期純損失 213円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。当社は、主として事業別にグルーピングを行っております。また、収益性が低下した資産については、個別にグルーピングを行っております。

港工場及び碧南工場における鋳物事業においては、経営環境が著しく悪化したことにより、固定資産に減損の兆候があると判断いたしました。将来の回収可能性を検討した結果、当事業にグルーピングされた固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

吉良工場における受注環境の急激な変化、本社事務所棟におけるソフトウェア導入計画の中止に伴い、一部の資産が遊休状態となり、対象となる資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
港工場 (愛知県西尾市 港町)	鋳物事業	建物	444,186
		機械装置	24,409
碧南工場 (愛知県碧南市 須磨町)		建物	1,246
		機械装置	14,060
		工具、器具及び備品	304
吉良工場 (愛知県西尾市 吉良町)	遊休資産	建設仮勘定	84,158
本社事務所棟 (愛知県西尾市 港町)		ソフトウェア仮勘定	17,250
計			585,613

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

中日本鑄工株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣	靖
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林	克則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本鑄工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

中日本鑄工株式会社 監査役会

常勤監査役	早川	潔	ⓐ
社外監査役	都築	勝久	ⓑ
社外監査役	岡田	雅彦	ⓒ

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 目的の変更

当社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。
2. 鋳物の製造、加工および機械類の製造販売	2. 鋳物の製造、加工および機械類の製造販売
3. 不動産の管理および賃貸	3. 不動産の管理および賃貸
(新設)	<u>4. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務</u>
<u>4. 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>5. 前各号に付帯する一切の事業</u>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査 等委員である取締役を 除く。)は10名以内と する。 2. 当社の監査等委員で ある取締役は4名以内 とする。</p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の 決議によって選任す る。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員 である取締役とそれ以 外の取締役とを区別し て、株主総会の決議に よって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任 後1年以内に終了する 事業年度のうち最終の ものに関する定時株主 総会終結の時までとす る。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の 任期は、選任後1年 以内に終了する事業年 度のうち最終のものに 関する定時株主総会終 結の時までとする。 2. 監査等委員である取締 役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業 年度のうち最終のもの に関する定時株主総会 の終結の時までとす る。 3. 任期満了前に退任した 監査等委員である取締 役の補欠として選任さ れた監査等委員である 取締役の任期は、退任 した監査等委員である 取締役の任期の満了す る時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議 長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議 長) 第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役および監査役会の設置)	
第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。	(削除)
(監査役の員数)	
第32条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	
第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期)	
第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役)	
第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知)	
第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
(会計監査人の設置)	(会計監査人の設置)
第42条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(会計監査人の選任)	(会計監査人の設置)
第43条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(会計監査人の任期)	(会計監査人の任期)
第44条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第46条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
(期末配当金)	(期末配当金)
第47条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(中間配当金)	(中間配当金)
第48条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(期末配当金等の除斥期間)	(期末配当金等の除斥期間)
第49条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とりいよしひこ 鳥居良彦 (1979年3月20日)	2010年3月 当社入社 2012年4月 当社営業部グループ リーダー 2014年7月 当社経営企画室長 2016年6月 当社取締役経営企画室長 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任)	156百株
2	かつまたとしひろ 勝又俊博 (1961年4月3日)	2002年2月 関東自動車工業株式会社 海外事業企画部主査 2012年4月 タイ国 CYC METAL CO. LTD 副社長 2019年4月 タイ国 Kamiya Shokai (Thailand) CO. LTD 代表取締役社長 2021年7月 当社執行役員 2022年7月 当社取締役 (現任)	一百株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	とり い よし お 鳥 居 祥 雄 (1949年9月2日)	1979年10月 当社入社 1983年6月 当社常勤監査役 1991年6月 当社取締役購買部長 1997年6月 当社常務取締役総務部長 2001年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)	0百株
4	※ とき た まなぶ 時 田 学 (1975年9月24日)	2019年10月 株式会社大同キャス ティングス 鉄鋼品事業部課長 2022年3月 当社入社 2022年7月 当社執行役員 (現任)	100株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さいとう かつひろ 齋藤 勝廣 (1949年12月3日)	2000年1月 トヨタ自動車株式会社 上郷工場鑄造部部長 2008年4月 一般社団法人日本鑄造協会 副会長 2008年6月 アイシン高丘株式会社 常務取締役 2010年6月 アイシン高丘エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 (現任)	一百株
2	つづき かつひさ 都築 勝久 (1943年11月1日)	1962年3月 西尾信用金庫入庫 1992年5月 同金庫理事 2000年1月 同金庫理事長 2000年6月 当社監査役 (現任) 2008年1月 西尾信用金庫会長 2014年6月 西尾信用金庫相談役	一百株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	おか だ まさ ひこ 岡 田 雅 彦 (1969年9月9日)	1998年11月 税理士登録 1999年1月 岡田税理士事務所入所 2000年7月 同事務所所長 (現任) 2000年9月 行政書士登録 2002年10月 社会福祉法人せんねん村 理事就任 (現任) 2003年6月 当社監査役 (現任)	一百株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤勝廣氏、都築勝久氏、岡田雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 齋藤勝廣氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の社外取締役を7年間務め、当社の事業内容等に精通しており、出身分野での豊富な経験と高い見識をもとに客観的な見地から適切なアドバイスを期待するものであります。
4. 都築勝久氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、西尾信用金庫の元相談役であり、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることに加え、当社の社外監査役を23年間務め、当社の事業内容等に精通しており、経営全般の監視と有効な上限を期待するものであります。
5. 岡田雅彦氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、優れた識見と税理士としての豊富な実務経験を有しており、取締役の業務執行について、適法性および妥当性の監査を客観的な視点からの確に行っていただけることを期待するものであります。
6. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役候補者1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
かとうとしや 加藤俊哉 (1960年10月14日)	1990年6月 当社入社 1996年4月 当社管理部主任技師 1997年6月 当社常勤監査役 2004年6月 当社取締役鑄造部長 2007年5月 当社取締役技術部長 2008年5月 当社取締役鑄造部長 2010年10月 当社取締役品質保証部長 2016年6月 当社取締役加工品部長 2019年4月 当社常務取締役生産管理部長 2020年4月 当社常務取締役管理本部長 2021年4月 当社常務取締役総務部長 2022年6月 当社管理本部参与(現任)	571百株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤俊哉氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。

3. 加藤俊哉氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社入社以来、管理部門の業務にとどまらず様々な部署の業務に従事し、1997年6月から2004年6月まで、常勤監査役として監査業務を行っていた経験があります。また、当社における豊富な業務経験に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。上記の知見に基づいた当社の経営に対する適切な監査と、取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言を期待し、補欠監査等委員である取締役候補者いたしました。
4. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。加藤俊哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、1991年6月27日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額120百万円以内（うち社外取締役年額10百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される早川潔氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
はやかわ きよし 早川 潔	2020年6月 当社監査役 現在に至る

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるかがやき監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

当社はかがやき監査法人を長年にわたり会計監査人として選任してまいりましたが、新しい会計監査人の起用により新たな視点での監査が期待できること、五十鈴監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬等について総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

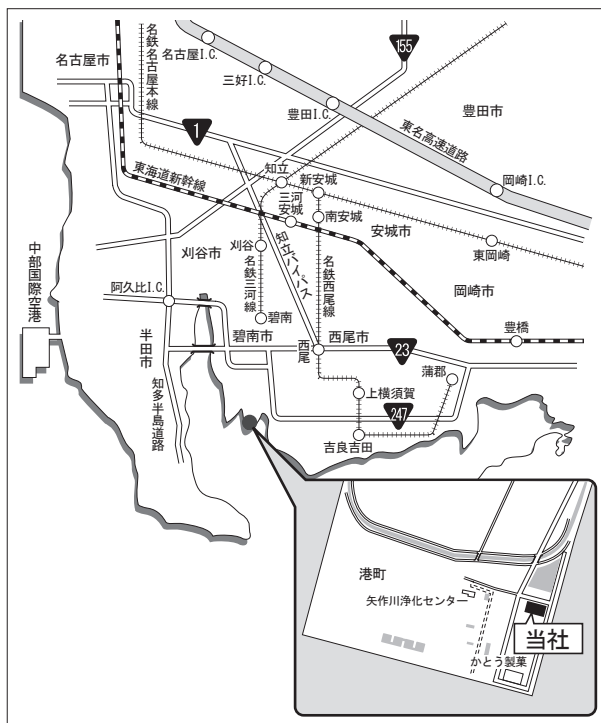
(2023年3月31日現在)

名称	五十鈴監査法人	
事務所	三重県津市丸之内34番5号	
沿革	1983年5月設立	
概要	社員（公認会計士）	8名
	マネジャー（公認会計士）	11名
	職員（公認会計士）	12名
	その他	8名
	合計	39名

以上

株主総会会場のご案内

会 場 愛知県西尾市港町6番地6
当社本社事務所二階会議室



お車でお越しの場合

東名高速「岡崎」インターチェンジより南下西尾方面へインターチェンジより約70分

交通機関をご利用の場合

名鉄三河線「碧南駅」下車
タクシーで約20分

※なお、当日会場までの交通機関として、名鉄三河線「碧南駅」より、午前9時30分発の専用マイクロバスを用意しております。